

# 西宮市不法投棄防止協議会設置要綱

## (目的)

第1条 市内に散在するごみ不法投棄について、国、県、市等が緊密な連携によって不法投棄等の防止と、これらに対する迅速かつ的確な対応を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、西宮市不法投棄防止協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (所掌事務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) ごみ不法投棄等の抑止対策に関すること。[4]
- (2) ごみ不法投棄等の防止等の広報啓発に関すること。[4]
- (3) ごみ不法投棄等に関する経費負担に関すること。[4]
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。[4]

## (組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる機関の職員を委員として組織する。

## (議長)

第5条 協議会に議長を置く。

- (1) 議長は、委員の互選により定める。
- (2) 議長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議等)

第6条 協議会は、議長が招集する。

- (1) 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

## (事務局)

第7条 協議会の事務局は、美化第2課に置く。[4] [5] [6]

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 [1]

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。 [2]

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。 [3]

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 [4]

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 [5]

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 [6]

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 [7]

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 [8]

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 [9]

別 表

現行

(1) 国の機関

- ① 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所西宮維持出張所 [5]
- ② 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所神戸維持出張所 [5]

(2) 県の機関

- ① 兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所 [5]
- ② 兵庫県阪神南県民局尼崎港管理事務所 [5]
- ③ 兵庫県西宮警察署
- ④ 兵庫県甲子園警察署

(3) 市の機関

- ① 西宮市環境局環境事業部美化第 2 課 [7] [8]

- ② 西宮市環境局環境事業部美化企画課 [7] [8]
- ③ 西宮市環境局環境施設部施設管理課 [7] [8]
- ④ 西宮市環境局環境総括室産業廃棄物対策課 [7] [8]
- ⑤ 西宮市土木局公園緑化部公園緑地課 [7] [9]
- ⑥ 西宮市環境局環境総括室環境衛生課 [7] [8]
- ⑦ 西宮市土木局土木総括室土木管理課 [5]
- ⑧ 西宮市土木局道路部道路補修課 [7] [9]
- ⑨ 西宮市土木局道路部水路治水課 [7] [8] [9]